

第6回 那珂川市農業委員会会議録

令和2年9月2日、那珂川市農業委員会会長は、令和2年度第6回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部 外会議室に招集した。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
議案第24号 非農地証明について（2件）

報告第15号 専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定
による農地転用届出書について（2件）
報告第16号 専決処分について 現況証明について（2件）

〈農業委員会〉 8人

〈事務局〉 3人

開会（午前9時30分）

議長	会議を始める前に、農業委員会における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について説明した。 6月の第3回農業委員会から引き続き必要最小限の人数で開催し、農地利用最適化推進委員は欠席をお願いしています。 ただいまから令和2年度第6回農業委員会を開催します。 それでは、議事録署名人の指名を行ないます。 6番委員、7番委員を指名します。 議事に入ります。委員会内で発言する際は、挙手をし、私に指名されてから発言をお願いします。 議案第22号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 議案第22号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。

議 長	担当の3番委員の意見を求めます。
委 員	事務局と一緒に現地を確認しましたが、特に問題はありませんでした。 地元の承諾もあり、問題ないと思います。
議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第23号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第23号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当は私です。現地を確認しましたが、問題はありませんでした。 各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第23号 「農地法第5条の規定による許可申請について」

	番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第23号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議長	担当は私です。いろいろな工事の際に、立ち会いました。 水関係の処理についても、横に水路があり、特に問題はありません。 各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第24号 「非農地証明について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第24号 「非農地証明について」 番号1を説明した。
議長	担当の6番委員の意見を求めます。
委員	現況が宅地となっていました。問題ないと思います。
議長	ほかに、質疑等はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に議案第24号 「非農地証明について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第24号 「非農地証明について」 番号2を説明した。
議 長	担当は私です。現地を調査いたしました。特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に報告事項です。 報告第15号から報告第16号については、会長の専決として決裁処理を終わっている内容ですので簡単に説明させます。
事務局	報告第15号 専決処分について「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 番号1と番号2。 報告第16号 専決処分について「現況証明について」 番号1と番号2を報告した。
議 長	本日の議案・報告は終了し、第6回農業委員会は閉会した。

	10時00分 閉会 議長 署名委員 署名委員